



はじめに

わが国では、平成 26 年 1 月に国連総会で採択された「障害者権利条約」の批准により、「障害者基本法の改正」をはじめ様々な国内法を整備してきました。

また、この間、障がい者の社会参加をより一層促進させるために、「障害者差別解消法」の改正により、障がいがあることを理由とするあらゆる差別の撤廃や合理的配慮の提供の義務化など、共生社会の実現に向けた取組が進んでおります。

このような中、本市では、第 3 期飯塚市障がい者計画において「障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる 共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、障がい者の権利擁護、保健・医療、教育、生活支援、就労、生活環境、情報アクセシビリティなど多岐にわたる分野において施策を行ってまいりました。

このたびの「第 4 期飯塚市障がい者計画」では、第 3 期飯塚市障がい者計画の施策を踏襲しつつ、社会の変化に柔軟に対応できるよう、計画期間を 10 年間から 6 年間に見直しています。また、心のバリアフリーの推進や、虐待の防止、高度情報化に伴う情報アクセシビリティの向上、福祉分野や教育分野におけるニーズの多様化など時代の変化に対応した内容を盛り込んでいます。

これらの施策の実現に向けて、市民の皆様をはじめ、関係各位のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました飯塚市障がい者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査にご協力いただきました当事者団体、ボランティア団体の皆様、市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

飯塚市長 武井 政一

